

## 議案第46号

南房総市職員の育児休業等に関する条例及び南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市職員の育児休業等に関する条例及び南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市職員の育児休業等に関する条例及び南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 南房総市職員の育児休業等に関する条例(平成18年南房総市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「(同法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。)」を加え、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第19条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年南房総市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の南房総市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第46号 南房総市職員の育児休業等に関する条例及び南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正) (第1条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(同法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第17条の2 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、<u>30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児のための特別休暇(以下「育児特別休暇」という。)を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認について</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定により、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第17条の2 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める育児のための特別休暇(以下「育児特別休暇」という。)を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1</p>

改正案	現行
<p>は、1日につき2時間から当該育児特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u></p>	<p>日につき2時間から当該育児特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第19条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p>第19条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第20条 職員（会計年度任用職員を除く。）が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第29条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p>2 <u>会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、任命権者の定めるところによりその給与を減額する。</u></p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p> <p>第22条～第24条 (略)</p>	<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第20条 職員（会計年度任用職員を除く。）が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第29条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p>2 <u>会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、任命権者の定めるところによりその給与を減額する。</u></p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第21条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u></p> <p>第22条～第24条 (略)</p>

(南房総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) (第2条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)又は看護(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第13条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は看護(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第13条～第22条 (略)</p>

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の南房総市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。